

京都市告示第 3 3 7号

住宅地区改良法第 5 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項に規定する事業計画を  
定めましたので、同法第 8 条第 3 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、次  
のとおり告示します。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第四住宅地区改良事業
- 2 事業計画決定の年月日 昭和 6 1 年 3 月 1 7 日
- 3 事業計画変更の年月日 平成 2 4 年 3 月 2 9 日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)